平成２４年（再イ）第４５号

千葉県成田市玉造４丁目25番地７

再生債務者　深井十三男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月４日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（再イ）第３３号

愛媛県松山市東垣生町402番地１　レオネクスト段々111号

再生債務者　和田　英二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月４日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３５号

愛媛県松山市水泥町214番地２

再生債務者　石川　豊

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年４月４日　松山地方裁判所民事部

弁理士登録公告

平成25年４月１日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
４月１日	18676	上村　勇太
４月１日	18677	入佐　大心
４月１日	18678	小野尾　勝

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由

登録抹消者なし

弁理士数　9,647名

（平成25年４月１日現在）

平成 25 年４月 17 日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成25年４月１日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
４月１日	17100	吉田　忠弘

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,864名

（平成25年４月１日現在）

平成 25 年４月 17 日　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　金沢弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　敦賀　彰一

登録番号　19634

事 務 所　石川県金沢市尾張町１－５－25

敦賀法律事務所

3　処分の内容　業務停止２月

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月22日

平成 25 年３月 29 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　飯盛健次郎

登録番号　18943

事 務 所　東京都足立区綾瀬３－７－15

岩崎ビル601

飯盛法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月22日

平成 25 年３月 29 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　岩手弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　渡邉　栄子

登録番号　17929

事 務 所　岩手県盛岡市南大通１－８－７

ＣＦＣビル４階

渡邉栄子法律事務所

3　処分の内容　除名

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月19日

平成 25 年３月 29 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　埼玉弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　葛西　清重

登録番号　41926

事 務 所　埼玉県飯能市大字岩沢５－３

西武栄光法律事務所

3　処分の内容　退会命令

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月19日

平成 25 年３月 29 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　守山　孝三

登録番号　9473

事 務 所　大阪府大阪市中央区平野町３－１－10オーセンティック淀屋橋1102

守山法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月５日

平成 25 年３月 29 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　金沢弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　侭田　明佳

登録番号　25762

事 務 所　石川県金沢市兼六元町１―13

侭田明佳法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年３月22日

平成 25 年４月１日　日本弁護士連合会

型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会　型式24―01号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成 25 年４月 17 日

一般社団法人日本膜構造協会

会長　石井　一夫

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分

太陽工業株式会社

型08Adbe0010059　平成24年４月24日

型08Adce0010060　平成24年４月24日

型08Adbe0010061　平成24年７月31日

型08Adbe0010062　平成24年８月31日

型08Adce0010063　平成24年９月27日

型08Adbe0010064　平成24年９月27日

型08Adce0010065　平成24年10月24日

高島株式会社

型08Adce0030001　平成24年６月８日